

介護保険最新情報

Vol.926令和3年2月26日
(厚生労働省 老健局
高齢者支援課、
認知症施策・地域介護推
進課・老人保健課
事務連絡)

「介護施設・事業
所における業務
継続計画(BCP)
作成支援に
関する研修」

厚生労働省より各自治体へ「介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修」について、関連団体、事業所に周知されるよう通知がありました。

感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから、介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)の作成を支援するため、「介護施設・事業所における業務継続ガイドライン(以下※1)等について」(令和2年12月14日付厚生労働省老健局高齢者支援課長ほか連名通知)において、BCP作成に向けたポイント等をまとめた、介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等をお示ししたところです。

今般、業務継続ガイドライン等を活用し、BCPの作成や見直しに資するよう、研修動画を作成し、公開しました。

1. 研修概要
○目的：介護施設・事業所が、新型コロナウイルス感染症及び自然災害発生時におけるBCPの重要性や作成のポイントを理解すること。
○対象：施設長、管理者、災害対策や感染症対策を担当する者

BCP(業務継続計画)とは何か

BCP: Business Continuity Plan
(業務継続計画)

大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン(供給網)の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のことを業務継続計画(BCP)と呼ぶ

出典:「事業継続ガイドライン」(内閣府、平成25年8月改定)を基に作成



厚生労働省「介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修」動画「1. BCPとは」の資料「介護事業者における業務継続計画(BCP)について」スライド2抜粋

<https://www.mhlw.go.jp/content/000744334.pdf>

厚生労働省
「介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.ht



- プログラム構成
- ① BCPとは
- ② 新型コロナウイルス感染症編
- ③ 共通事項
- ④ 入所系
- ⑤ 通所系
- ⑥ 訪問系
- ⑦ 「自然災害編」
- ⑧ 共通事項(概要編)
- ⑨ 共通事項
- ⑩ 通所サービス固有事項
- ⑪ 訪問サービス固有事項
- ⑫ 居宅介護支援サービス固有事項

介護施設・事業所における
自然災害発生時の
業務継続ガイドライン

(目的) 介護サービスは、要介護者、家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、昨今大規模な災害の発生がみられる中、介護施設・事業所において、災害発生時に適切な対応を行い、その後も利用者に必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築することが重要です。

本ガイドラインの目的は、大地震や水害等の自然災害に備え、介護サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや発生時の対応について、介護サービス類型に応じたガイドラインとして整理しました。



<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000704787.pdf>

介護施設・事業所における
新型コロナウイルス
感染症発生時の
業務継続ガイドライン

(目的) 介護サービスは、要介護者、家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言下などの制限下であっても、感染防止対策等の徹底を前提とした継続的なサービスの提供が求められています。そのため、業務継続に向けた計画の作成が重要であるため、施設・事業所内で新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、介護サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理しました。



<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000704782.pdf>

(※1)
介護施設・
事業所
における
業務継続
ガイドライン

厚生労働省
老健局
令和2年12月



トピックス

千葉県
介護福祉士の
災害救援活動
について

東日本大震災から10年後の現在

1万8000人以上の死者・行方不明者を出した東日本大震災から10年が経ちました。震災後は被災地の復旧・復興に向けて、全国から多くのボランティア員が集まり、がれきの撤去、泥だし、室内清掃、物資・衣類の仕分け、炊き出し等の支援を行うとともに、被災者の「心の痛み・不安」に寄り添い深まった「絆」が、復興の大きな力になったことを私たちは知ることができました。

その後も災害は全国各地で発生し、平成28年4月熊本地震、平成28年10月鳥取県中部地震、平成30年7月豪雨災害、令和元年9月台風15号、同年10月台風19号により、千葉県も大きな被害を受けました。

全国各地で繰り返し発生する大規模災害により、「他人事」ではなく「自分のこと」として国民の危機意識が強まり、防災・減災に向けた取り組みが各地で広がり始めています。日本介護福祉士会では、かねてから災害時に対応できるように、全国で災害ボランティア基本研修を実施し各地で発生した大規模災害時に介護福祉士会会員等による災害救援活動を実践してきました。

被災地において、介護福祉士としての知識と技術は被災者の尊厳と自立を支え、QOL

(生活の質)の維持・向上につながるケアを実現してきました。

平成28年に発生した熊本地震では、災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担により亡くなられた「災害関連死」が8割を占めていたことが明らかとなりました。

私たち介護福祉士に求められていることは、地域と連携して防災・減災に向けた取り組みを行うとともに、災害が発生した時に「災害関連死」で亡くなる人が発生しないよう、「身体的負担の軽減」を実践するために必要な知識・技術を学ぶことだと考えています。

いっ・どこで・誰が被災者になるかわかりません。過去の被災者の体験を「自分のこと」として想像し、災害時に「自分でできることは何か」を考え、行動できる介護福祉士の仲間が増えていくことを心から願っています。

災害救援ボランティア員募集

千葉県介護福祉士会では、千葉市、市川市及び船橋市と災害時に「災害救援ボランティア」を派遣する協定を締結しました。また、松戸市及び習志野市とは、日本介護福祉士会が協定を締結しています。

協定を締結している市町村は限られていますが、協定締結の有無に関らず、災害時は、日本介護福祉士会と連携して、被災地へ「災害救援ボランティア」を派遣できるように、マンパワーの確保が急務となっております。

多くの介護福祉士の方は現役で仕事をしているため、被災地での活動は困難と思われるかもしれませんが、近隣で災害が発生する可能性もあり、その時に「あなたにも」できることがあるかもしれません。

私たちの家族や仲間が被災者となった時に一刻も早く「安心・安全」な生活環境をつくるために、一人ひとりが「災害救援ボランティア」の知識・技術を学び備えることで、必ず災害時に自分の家族や仲間を守ることにつながっていきます。

災害時に支えあう仕組みをつくるために、皆様のご理解・ご協力をお願いします。

「災害救援ボランティア」の登録は、千葉県介護福祉士会のホームページから「災害救援ボランティア活動登録カード」をダウンロードして申請することができます。

ボランティア
募集中

千葉県
介護福祉士会
ホームページから
新着情報から

【災害救援ボランティア員募集について】

- 要件: 会員及び会員の推薦を得た方 (年齢不問)
- 支援内容: 介護全般・健康体操・マッサージ・レクリエーション・アロマセラピー・傾聴等
- 経費: 交通費・宿泊費は実費支給 (宿泊が避難所等の場合は除く)
- 活動日: 可能な範囲(被災地では「継続性」が求められますので、複数日の活動ができることが望ましい)

※登録者へ活動を強要することはありませんので、安心して登録してください。

協定締結式記念撮影



千葉県災害支援チーム(DWAT)の活動について

千葉県は、令和2年7月30日に千葉県・県社会福祉協議会、福祉関係団体(13団体)との間で、DWAT派遣に関する基本協定を締結しました。
千葉県介護福祉士会も福祉関係団体として協定を締結しました。
千葉県災害福祉支援チーム(DWAT)とは、大規模災害発生時に一般避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して福祉的な支援を行うチームです。チームは3〜5名で構成され、避難生活中の要配慮者の生活機能の低下を防ぎ、安定的な日常生活へ移行するための支援を行います。

支援活動を行う福祉専門職

社会福祉士・介護福祉士・介護支援専門員・介護職員初任者研修修了者・介護職員実務者研修修了者・相談支援専門員・精神保健福祉士・手話通訳士・保育士・看護師・リハビリ専門職・管理栄養士・臨床心理士等

要配慮者とは

高齢者・障害のある方・妊産婦・乳幼児・児童・日本語に不慣れな外国人・LGBTQの方等、災害発生時に必要な情報を把握したり、一人で避難することが難しい方、避難生活等が困難な方のことです。

支援チームの活動

一般避難所(小中学校・公民館等)、福祉避難所(要配慮者に配慮した市町村指定の避難施設)において、要配慮者の方々の安心・安全な生活環境をつくるために、他の専門職と連携を図りながら、要配慮者へのニーズ把握や相談支援、プライバシーの配慮や清潔を保つための環境整備、健康管理や食事・排泄等の生活支援、身体的ケア・こころのケア・口コミ予防等の福祉的ケア等の活動を行います。「災害救援ボランティア」は福祉ニーズへの対応を目的としています。DWATは、避難所において避難者の方々の力で避難所の運営ができるように生活しやすい環境を整えたり、地域の中で必要なマンパワーを確保する等、マネジメント機能の役割が中心となります。

千葉県災害福祉支援チーム員

登録について

チーム員の登録は、協力法人(支援チームへの協力が可能な施設等を所管する法人)及び協力団体(施設等に所属しない個人会員が所属する協定締結団体)の推薦により、千葉県へ申請することができ、法人による申請ができない方は、千葉県介護福祉士会の推薦により、申請することができず。
支援チームとして活動するためには、千葉県が開催する登録時研修を受講する必要があります。令和2年度は2回開催され、約150名が受講しました。

現在は、チーム員登録者が700名を超えたため、一旦募集の受付を中止しています。
DWATの活動及び登録者の募集状況等については、改めて皆様に情報発信していきます。

最後に

災害が発生した時に利用者及び職場の仲間、そして皆様の家族や友人、地域の人たちを守るためにも、「災害救援ボランティア員」へ登録して、研修会等とおして学んだ知識・技術を活かし、防災・減災並びに災害関連死0を実現するために、皆様のお力添えをお願いします。

千葉県介護福祉士会

副会長

佐藤

武秀



表1 高齢者虐待の虐待判断件数、相談・通報件数（平成30年度対比）

	養介護施設従事者等（※1）によるもの		養護者（※2）によるもの	
	虐待判断件数（※3）	相談・通報件数（※4）	虐待判断件数（※3）	相談・通報件数（※4）
令和元年度	644件	2,267件	16,928件	34,057件
平成30年度	621件	2,187件	17,249件	32,231件
増減（増減率）	23件（3.7%）	80件（3.7%）	-321件（-1.9%）	1,826件（5.7%）

※1 介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者

※2 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

※3 調査対象年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日）に市町村等が虐待と判断した件数（施設従事者等による虐待においては、都道府県と市町村が共同で調査・判断した事例及び都道府県が直接受理し判断した事例を含む。）

※4 調査対象年度（同上）に市町村が相談・通報を受理した件数

令和元年度
「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果 厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp/content/12304250/000708459.pdf>



【調査目的】
「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、令和元年度の高齢者虐待の対応状況等を把握するため、調査を実施した。

【調査方法】
令和元年度中に新たに相談・通報があった事例や平成30年度以前に相談・通報があったもののうち、令和元年度中に事実確認や対応を行った事例、市町村や都道府県における高齢者虐待対応に関する体制整備の実施状況等について回答を得たもの。

1. 高齢者虐待判断件数等
・高齢者虐待と認められた件数は、養介護施設従事者等によるものが令和元年度で644件、養護者によるものは1万6928件であった。市町村への相談・通報件数は、養介護施設従事者によるものが2267件であり、養護者によるものは3万4057件であった。（表1）

2. 養介護施設従事者等による高齢者虐待
・相談・通報者2642人のうち、「当該施設職員」が628人（23.8%）で最も多く、次いで「家族・親族」が499人（18.9%）であった。（複数回答）
※1件の事例に対し複数の者から相談・通報が寄せられるケースがあるため、相談・通報者数は相談・通報件数2267件と一致しない。
・虐待の発生要因については、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が366件（56.8%）で最も多く、次いで「職員のストレスや感情コントロールの問題」が170件（26.4%）、「虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等」が132件（20.5%）、「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」が81件（12.6%）であった（複数回答）。
・虐待の事実が認められた644件の施設・事業所のうち、199件（30.9%）が過去何らかの指導等（虐待以外の事案に関する指導等を含む）を受けており、過去にも虐待事例が発生していたケースが23件あった。
・虐待の内容について、特定された被虐待高齢者1060人のうち、虐待の種類では「身体的虐待」が637人（60.1%）で最も多く、次いで「心理的虐待」309人（29.2%）、「介護等放棄」212人（20.0%）であった（複数回答）。
・被虐待高齢者のうち、「身体拘束あり」は277人（26.1%）であった。
・養介護施設従事者等による虐待における死亡事例は4件であった。
・入所施設における被虐待高齢者の「認知症の程度」と「虐待種別」の関係をみると、被虐待高齢者の認知症日常生活自立度IV/Mの場合、身体的虐待を受ける割合が特に高い。
・被虐待高齢者の「要介護度」と「虐待種別」の関係をみると、要介護度が重度になるほど「身体的虐待」の割合が高まる傾向がみられた。
・養介護施設従事者等による虐待において特定された虐待者の835人のうち、職種は「介護職」が664人（79.5%）であった。
・虐待を行った養介護施設従事者等（虐待者）の状況について、養介護施設従事者等による虐待において特定された虐待者の835人のうち、「50〜59歳」が130人（15.6%）、「30〜39歳」が125人（15.0%）、「30歳未満」が124人（14.9%）、「40〜49歳」が114人（13.7%）、職種は「介護職」が664人（79.5%）であった。
・虐待の事実が認められた事例への対応状況について、市町村等において、施設等への

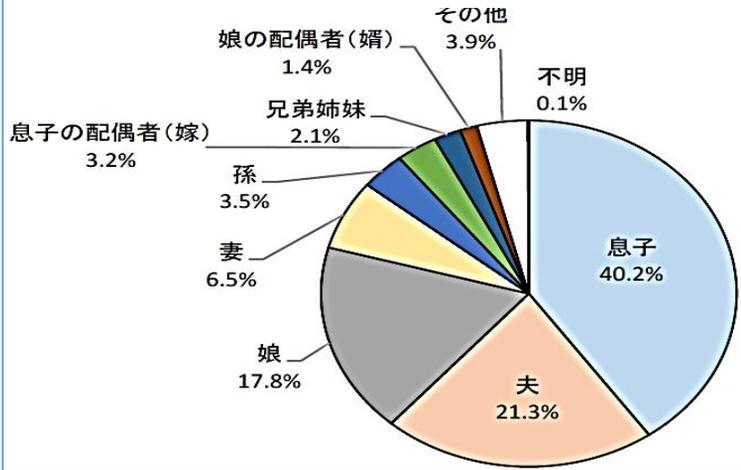
指導、改善計画の提出のほか、法の規定に基づく改善勧告、指定効力の停止等の対応が取られていた。



3. 養護者による高齢者虐待
 ・虐待の発生要因について虐待者の「性格や人格（に基づく言動）」が9178件（54.2%）、被虐待者の「認知症の症状」が9037件（53.4%）、虐待者の「介護疲れ・介護ストレス」が8183件（48.3%）であった。（複数回答）
 ・虐待の内容について養護者による虐待において特定された被虐待高齢者1万7427人のうち、虐待の種別では「身体的虐待」が1万1702人（67.1%）で最も多く、次いで「心理的虐待」が6874人（39.4%）、「介護等放棄」が3421人（19.6%）、「経済的虐待」が2997人（17.2%）であった。
 ・被虐待高齢者の「認知症の程度」と「虐待種別」の関係をみると、被虐待高齢者に重度の認知症がある場合には「介護等放棄」を受けける割合が高い。一方で「心理的虐待」では逆の傾向がみられた。
 ・被虐待高齢者の「要介護度」と「虐待種別」の関係をみると、「心理的虐待」では要介護度が重い方の割合が低く、「介護等放棄」では逆の傾向がみられた。
 ・被虐待高齢者における虐待を行った養護者（虐待者）との同居・別居の状況については、「虐待者のみと同居」が8792人（50.5%）で最も多く、「虐待者及び他家族と同居」の6258人（35.9%）と合わせると1万5050人（86.4%）の被虐待高齢者が虐待者と同居していた。
 ・虐待の事実が認められた事例への対応状況

図23 被虐待高齢者からみた虐待者の続柄

※虐待者の総数18,435人における割合。



況については、「虐待者から分離を行った事例」が6783人（27.9%）であり、そのうち「介護保険サービスの利用」が2213人（32.6%）で最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が1237人（18.2%）、「やむを得ない事由等による措置」が1027人（15.1%）、「住まい・施設等の利用（介護保険サービスの利用等を除く）」が889人（13.1%）であった。一方、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」では、「養護者に対する助言・指導」が6486人（54.0%）で最も多く、次いで「ケアプランの見直し」が3153人（26.3%）であった。

・権利擁護に関しては、成年後見制度の「利用開始済」が966人、「利用手続中」が632人であり、これらを合わせた1598人のうち市町村長申立の事例は978人（61.2%）であった。
 ・養護者（介護をしている親族を含む）による事例で、被養護者が65歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例（令和元年度中に発生・市町村把握）は、「養護者による被養護者の殺人」が6人、「養護者の虐待（ネグレクトを除く）」による被養護者の致死」が5人、「養護者のネグレクトによる被養護者の致死」が3人、「心中」が1人となっており、合計15人であった。
 4. 自治体における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

・都道府県における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、令和元年度の高齢者権利擁護等推進事業関連事業では、「市町村への支援（市町村職員等の対応力強化研修）」は、43都道府県（91.5%）で、「市町村への支援（権利擁護相談窓口の設置）」は35都道府県（74.5%）で実施されていた。一方、「地域住民への普及啓発・養護者への支援（養護者による虐待につながる可能性のある困難事例での専門職の派遣）」（実施済み7都道府県）、「介護施設・サービス事業所への支援（身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催）」（実施済み13都道府県）などを実施している都道府県は限られていた。



平成 30 年
高齢期における
社会保障に関する
意識調査報告書

(厚生労働省政策統括官付政策
立案・評価担当参事官室)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12605000/h30hou.pdf>



● 調査の目的
高齢化の進展に伴い、我が国の社会保障給付費は毎年増加を続けており、そのうち約7割が年金、高齢者医療、介護をはじめとする高齢者に対する給付となっている。そこで、本調査においては、老後の生活感や社会保障に係る負担のあり方などについての意識を調査することで、社会保障制度改革を始めとした今後の厚生労働行政施策の企画・立案のための基礎資料を得ることを目的とした。

● 老後の生活感について
・何歳から老後と考えるかは、「70歳から」が34.5%と多く、次いで「65歳から」が26.0%であった。
・老後において最も不安に感じるものは「健康の問題」が最も多く47.7%。世代別では、若い世代では「生活費の問題」が一番多く、高齢層では「健康の問題」が多い。
・老後の生計を支える手段として最も頼りにするものは、「公的年金」が最も多く58.2%。年代が上がるにつれて「公的年金」の割合は多くなり、65歳以上では75.0%であった。
・老後の生活の中で生きがいを感じることは、「教養・趣味を高めること」が最も多く43.6%、次いで「子どもや孫の成長」が43.3%であった。

・年をとって「配偶者がいなくなり1人となった場合」にどのような場所で生活したいかについては、「自宅（これまで住み続けた自宅、子どもの家への転居を含む）」(64.7%)などの在宅での生活を望む者が77.5%となっている。年齢階級別にみても、すべての年齢階級で「自宅（これまで住み続けた自宅、子どもの家への転居を含む）」が最も多くなっている。また年をとって「介護を必要とする状態となった場合」にどのような場所で生活したいかについては、「自宅（これまで住み続けた自宅、子どもの家への転居を含む）」(14.7%)などの在宅での生活を望む者が35.7%、「特別養護老人ホームや老人保健施設などの施設」が25.5%、「日常的な医学管理や看取りなどの医療機能と生活施設の機能を兼ね備えた介護医療院」が14.0%となっている。
・年をとって「人生の最後をむかえるとき」にどのような場所で生活したいかについては、「自宅（これまで住み続けた自宅、子どもの家への転居を含む）」(27.9%)などの在宅での生活を望む者が30.9%、「病院などの医療機関」が25.2%となっている。

● 社会保障制度に対する意識について
・老後生活と社会保障の関係については、「老後の生活の準備はまず自分ですが、全部は出来ないの、足りない部分は社会保障でみてもらいたい」が過半数の53.8%となっている。
・高齢者と現役世代の負担水準の考え方については、「高齢者の負担増はやむを得ない」が28.4%、「現役世代が負担すべき」が27.1%となっている。



- 感染拡大防止に関する事項
施設内での具体的な行動基準について
介護老人保健施設等でやむを得ず一時的に入所継続を行う場合の留意事項について
感染発生時に備えた応援体制構築や施設における事前準備について
- 衛生用品の確保に関する事項
- 介護サービスマニエール等の人員、施設・設備及び運営基準等の臨時的な取扱いに関する事項
- 人員基準等の臨時的な取扱いについて整理したページ
- 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修
（別添）新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン（様式ツール集・XLSX形式・42KB）
- 通いの場等に関する事項
「地域がいきいき 集まろう！通いの場」特設Webサイト
- 介護現場における感染対策の手引きなど
介護現場における感染対策の手引き
介護職員のための感染対策マニュアル（施設系）、（通所系）、（訪問系） など

まだまだあります。
新型コロナ
ウイルス感染症
対策に関する
情報です。
悩む前に一度
チェックして
みてください。



厚生労働省
介護事業所等
向けの
新型コロナウイルス
感染症対策等
まとめページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisa_kumatome_13635.html



介護現場の上司が被害者に言えない5つの言葉

辛かったよね

怖かったですよ

よく我慢したね

よく頑張ったね

それ、ハラスメントだよ

その後「介護福祉職員がプライドを持って笑顔で働き続けるために」をテーマにグループワークを行い、まずはハラスメントとは何かを認識すること。当事者意識を持ち、同僚や仲間の言い出しにくい言葉や態度など、その陰に隠れた真意に気づいた時にかける言葉や対応が重要であること。そこからチーム組織で話し合い、対応していく重要性を共有することができました。今回は、行動をするためのきっかけとなる意識改革を実感できた研修となりました。

それでも福祉職は翌日も笑顔で職場に出勤するのです。利用者宅に向かうのです。

令和二年度千葉県介護福祉士会「倫理研修会」として、城西国際大学 福祉総合学部福祉総合学科 准教授 篠崎良勝氏を迎えて、「NO MORE ハラスメントを明確にする意識と行動」を講演して頂きました。

これまでも、ハラスメントは大小含め確かにありながら、その被害にあった方に対して、どのような声をかけ対応をしたかなど、調査された貴重な事例を踏まえた話を聞くことができました。

ハラスメントに対する昨今の世間の動きからすると、介護業界は認識や対応の甘さがありにも遅れていること、私たちはそのような場面があると分かっているが、何も行動しなかったことを気づかせてもらいました。施設管理者を含む、様々な立場の方が参加され、自職場の現状や対応等をグループで共有して理解を深めました。

講師の篠崎良勝氏は、「一人ひとりが理解してしっかりと対応していくことにより、ハラスメントは『NO』なんだ。ということを伝えなければならぬ。被害者は一人。軸足は絶対にブレないようにしなくてはならない。」と話されました。



それでも福祉職は

翌日も笑顔で

職場に出勤するのです。

利用者宅に向かうのです。

研修報告

令和3年2月27日(土)

研修委員会 & 千葉ブロック

倫理研修会

「NO MORE ハラスメントを

明確にする意識と行動」

(千葉県介護人材確保対策事業)



今、福祉職が受けているハラスメントを考える

研修会案内



「講師養成研修

(フオロアアップ)」

日時：令和3年5月1日(土)

13:00受付開始

13:30～16:00

会場：千葉県社会福祉センター

3階会議室

内容：「講師活動における効果的な教授法と資料作りのポイント」

可能な方はパソコンをご持参ください。

(※なくても受講可能です)

講師：城西国際大学 福祉総合学部

准教授 大内善広 先生

受講料：会員・準会員1,000円

非会員3,000円

申込期限：令和3年4月23日(金)

申込方法：期限日までに申込書に必

要事項を記入し千葉県介護福

祉士会へ郵送又はFAXで申

し込みください。

研修会情報は千葉県介護福祉士会ホームページで随時更新いたします。



一般社団法人
千葉県介護福祉士会

〒260-0026
千葉市中央区千葉港4-3
千葉県社会福祉センター3階

TEL: 043-248-1451

FAX: 043-248-1515

E-MAIL:kai5nji@poem.ocn.ne.jp



ホームページ：
<http://care-net.biz/12/kai5chiba/>



↑↑↑

こちらから研修時の感染予防対策や健康チェックシートを印刷できます。

編集：広報委員会・広報委員長
知りたい情報等がありましたら
上記メールアドレスにお知らせ
ください！



<https://www.facebook.com>

/千葉県介護福祉士会-1866986893408630/



賛助団体	東葛ブロック	千葉ブロック	北総ブロック	君津・安房ブロック	東部ブロック	南部ブロック	九団体
	一八〇名	一四五名	一七四名	六九名	八四名	四一名	

会員数（六九三名）

三月一日 現在



事務局
だより

事務局長より

皆様、朗報です！

当会、副会長の松下やえ子さんの「手づくり遊びの会」

が、この度「千葉日報地域きずな賞」を受賞されました。

2011年3月11日、忘れもしない東日本大震災が発生し、千葉県でも旭市は甚大な被害を受けました。

震災直後より、避難所・仮設住宅・コミュニティサロン等で、被災された地域の方々の方々のこころのケアを、本会のシニア会員の協力も得て、現在まで10年間継続して活動されています。

会員の仲間がこういった地道な活動をされていることを、今後も皆様に発信していきたいと思っております。

今回の受賞については、3月24日の千葉日報に掲載されます。どうぞ皆様も日頃活動されていることがありましたら、情報をお寄せください。みんなで共有していきましょ。



○千葉県介護福祉士会は、年会費を口座振替としていきます。口座振替がまだの方は、口座登録をお願いいたします。○事務所の電話受付は月々金（九時～一六時）となっておりますので、受付時間外及び土・日・祝日に開催される研修会等のお問い合わせについては、留守電にて対応しております。どうぞよろしく願います。

編集後記：新型コロナウイルスの対応に試行錯誤した1年でした。最近、介護報酬改定の準備も加わり、ものすごいスピードで世の中が変わっていく感じに、時々我を見失いそうになります。そんな時は一度立ち止まり、周りを客観的に眺めて、良かったこと悪かったこと、満たされているもの不足しているものなどを整理することも大切だと思いました。いろんな考え方も受け入れていけるのが介護に関わる人の良さだと思います。これからも介護に関わる人のためになる情報を発信できればと思いますので、会と繋がる意味でも是非、知りたい情報等がありましたら、気軽にご意見いただきたいと思っています。（鈴）